

業務概況の周知における工夫

DBの業務概況の周知の内容

- 毎事業年度一回以上、DB制度の業務概況を加入者等に対して周知する義務付け等がなされている。
- 多くの事業主等は周知事項を網羅した業務概況のひな形（各受託機関が作成）を活用して周知を行っている。
- 各受託機関が作成している業務概況のひな形では、図表を用いた資料としているものや、加入者等に対する補足説明を加える等の工夫をしている例が見られる。（次頁以降参照。）

【周知事項】（確定給付企業年金法施行規則第87条第1項）

- 一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- 二 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- 四 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- 五 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
- 六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- 七 基本方針の概要
- （八 調整率の推移その他調整率に関する事項）
- 九 その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

(参考)DBの業務概況の周知にかかる受託機関のひな形の例①

○ 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

- ・ 実施しているDB制度の給付設計が一目でわかる
- ・ モデル給付が記載されており、将来どの程度の給付を得られるか分かる

例1

1. 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

<標準モデル(モデルとなるケースは各給付種類毎に記載のとおり)>

給付の種類	標準的な額		受給権	受給方法
	年金(千円/月)	一時金(千円)		
【モデルケース:例】入社時年齢●●●歳、●●●歳 定年退職			次のいずれにも該当したとき 1. 加入期間が20年以上 2. 年齢が60歳に達したとき	・年金または一時金を選択 ・年金を選択した場合の受給期間は10年
老齢給付金	●●●	●●●		
【モデルケース:例】入社時年齢●●●歳、●●●歳時 死亡			【年金】 ・加入期間が20年以上である加入者 ・老齢給付金の受給者および脱退一時金の繰下げの申出をしている者	【年金】 ・年金または一時金を選択 ・年金を選択した場合の受給期間は10年
遺族給付金	●●●	●●●	【一時金】 ・加入期間が1年以上20年未満である加入者	【一時金】 ・一時金
【モデルケース:例】入社時年齢●●●歳、●●●歳時 自己都合退職			・加入期間が1年以上20年未満である加入者で、加入者の資格を喪失したとき ・60歳未満かつ加入期間が20年以上で、加入者の資格を喪失したとき	・一時金
脱退一時金		●●●		

例3

1. 制度の概要について

(給付の設計)

加入者期間	支給要件		給付種類	給付の内容	支給時期
	年齢	事由			
年以上 年未満	—	退職	脱退一時金	—	即時
		死亡	遺族給付金		即時
年以上	歳未満	退職	脱退一時金	年確定年金 (又は一時金)	繰下後 歳
		退職	老齢給付金		
	歳	退職	老齢給付金		
		死亡	遺族給付金	年確定年金 (又は一時金)	即時

(モデル給付額)

給付の種類	加入者期間	標準給与額	給付額	選択一時金
老齢給付金	20年	千円	円/年	
	25年	千円	円/年	
	30年	千円	円/年	
脱退一時金(会社都合退職) 又は遺族一時金	5年	千円	円	
	10年	千円	円	
	15年	千円	円	

例2

1 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計

給付の種類	給付の設計				標準的な給付の額(円)
	主な支給要件			給付期間	
	支給事由	勤続(加入)期間・年齢			
老齢給付金	年金	退職	●年以上かつ●歳到達	●年確定年金	
	一時金			—	
脱退一時金		退職	●年以上●年未満	—	
			●年以上●歳未満		
遺族給付金	年金	死亡	●年以上	●年	
	一時金		●年以上●年未満	—	

(参考)DBの業務概況の周知にかかる受託機関のひな形の例②

- 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況

・ 各項目について周知事項を簡潔に提示している

例1

2. 平成〇〇年度決算状況について（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在）

(加入者数)		(給付の状況)			
加入者(人)		区分	給付種類	件数	金額(円)
(年金受給権者数)		年金給付	老齢給付金		
			遺族給付金		
計					
老齢給付(人)		一時金給付	脱退一時金		
遺族給付(人)			選択一時金		
			遺族給付金		
		計			

(掛金の徴収状況（納付時期：毎月〇日）) (単位：千円、%、人)

種類	規約に定める掛金率	納付決定額①		納付済額	不納欠損額	未納額②	②/①
		うち加入者負担分					
標準掛金							
特別掛金							
計							

3. 年金給付等積立金の積立概況

(貸借対照表（基本金処理前）) (金額単位：千円)

資産勘定		負債勘定	
純資産額		責任準備金	
基本金(不足金)	繰越不足金 当年度不足金	数価債務 未償却過去勤務債務残高等	
		基本金(剰余金)	
		承継事業所償却積立金 別途積立金 当年度剰余金	
合計		合計	

例2

2. 平成〇〇年度決算時の加入者の数および給付種類ごとの受給権者の数

<加入者の数>		<給付種類ごとの受給権者の数>	
	人数		人数
計	〇人	老齢給付金	〇人
		年金	〇人
		一時金	〇人
		脱退一時金	〇人
		遺族給付金(一時金)	〇人

3. 平成〇〇年度決算時の給付の種類ごとの給付の支給額等の状況について

<給付の状況>		件数	金額
老齢給付金	年金	〇件	〇〇〇円
	一時金	〇件	〇〇〇円
脱退一時金		〇件	〇〇〇円
遺族給付金(一時金)		〇件	〇〇〇円

4. 平成〇〇年度決算時の掛金の額、納付時期および掛金の納付状況

	納付決定額 A	納付済額 B	納付率 B/A
標準掛金	円	円	%
特別掛金	円	円	%
特例掛金	円	円	%
事務費掛金	円	円	%

掛金の納付時期

(参考)DBの業務概況の周知にかかる受託機関のひな形の例③

○ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況

- 加入者が見慣れない年金用語(継続基準・非継続基準等)の説明を加えて解説している

例1

〈積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較〉

金額単位:千円

I-1 継続基準による財政検証(ステップ①)

①純資産額	〇〇〇.〇〇〇
②責任準備金	〇〇〇.〇〇〇
積立比率:①÷② 判定 1.00以上か	〇.〇〇 ○

I-2 継続基準による掛金の見直し要否(ステップ②)

①数値上資産額(純資産額)	〇〇〇.〇〇〇
②許容繰越不足金	〇.〇〇〇
③責任準備金	〇〇〇.〇〇〇
積立比率:(①+②)÷③ 判定 1.00以上か	〇.〇〇 ○

II 非継続基準による財政検証

①純資産額	120.102
②最低積立基準額	69.777
積立比率:①÷② 判定 〇.〇〇以上か	〇.〇〇 ○

III 積立超過による財政検証

①数値上資産額(純資産額)	〇〇〇.〇〇〇
②積立上限額	—
積立比率:①÷② 判定 1.00以下か	— 検証不要

●継続基準および財政再計算の要否 継続基準は、年金制度が将来にわたり継続する前提で積立金が計画通りに積み立てられているかを検証する指標です。1.00以上でクリアとなります。財政再計算要否については、許容繰越不足金を考慮して判定します。

●非継続基準 年金制度が終了した場合に加入者や年金受給者に対して保全すべき給付債務について、これに見合う積立金が確保されているかを検証する指標です。1.00以上(※)でクリアとなり、その場合は掛金の追加拠出は必要ありません。非継続基準に抵触した場合は、積立水準の回復に必要な掛金を計算して追加拠出の要否を判定します。
(※)平成25年3月31日以降一年間を基準日とする非継続基準のクリア基準は0.92以上となります。また非継続基準が0.90(平成25年3月31日以降一年間を基準日とする財政検証においては0.82)以上で、過去3事業年度のうち2事業年度以上で非継続基準をクリアしている場合もクリアとなります。なお、非継続基準は1.00まで毎年0.02ずつ引き上げられます。

●積立超過 積立金と積立上限額を比較することにより、以降の調整を行います。なお、上表において②≤MAX(数値債務、⑤)×1.5の場合は、積立超過に関する検証を行う必要がないこととされています。

例2

⑤ 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較 その他積立金の積立ての概況

確定給付企業年金制度では、毎年「継続基準」「非継続基準」による財政検証が実施されます。年金資産の積立基準が不十分と判断された場合は、掛金増額が必要となります。

「継続基準」→検証日時点で「責任準備金」(年金制度が保有すべき積立金の金額)と「年金資産」を比較し、主として、将来的な財政の健全性を検証します。

「非継続基準」→検証日時点で「最低積立基準額」(加入者等に最低限保全すべき給付の現価相当額)と「年金資産」をそれぞれ比較し、仮に制度が終了すると仮定した場合、加入者および受給者に対して、過去期間に見合った給付を行えるだけの積立金を有しているかどうかを検証します。

平成●●年度の積立水準 (金額単位:千円)

【継続基準】 倍 (基準値・・・1.00倍以上)

$$\text{純資産額} \div \text{責任準備金} = \frac{\text{}}{\text{}} = \text{} \%$$

【非継続基準】 倍 (基準値・・・1.00倍以上)

$$\text{純資産額} \div \text{最低積立基準額} = \frac{\text{}}{\text{}} = \text{} \%$$

➡ 継続基準・非継続基準とも基準を満たしています。

(参考)DBの業務概況の周知にかかる受託機関のひな形の例④

○ 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況

- 年金資産の積立金の運用状況を簡潔に開示している
- 過去の運用実績や運用機関ごとの資産残高を開示している例もある

例1

⑥ 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合 その他積立金の運用の概況

◆資産別残高及び資産構成割合◆ (単位:百万円、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計
残高							
構成割合							

◆運用機関別資産残高◆ (単位:百万円)

信託銀行	資産合計	生命保険会社	資産合計

◆本年度の運用状況◆

本年度の運用状況は、
資産運用利回りは % 運用収益 百万円となりました。

例3

⑥ 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況

(1) 運用収益(または運用損失) 【平成◆◆年◆◆月◆◆日から平成●●年●●月●●日までの期間】

運用収益(または運用損失)(円) 時価ベース利回り(%)

※運用報酬等控除後の金額となります。

(2) 資産別残高および資産構成割合

	国内債券	新株予約 権付社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他 資産	資産合計
時価総額(百万円)								
構成割合(%)								

(3) 運用機関別資産残高

(単位:百万円)

信託銀行	生命保険		金融商品取引業者	
	資産合計	資産合計	資産合計	資産合計

例2

5. 年金給付等積立金の運用の概況

平成〇〇年度の積立金の運用は〇.〇%となり、運用収益は〇〇百万円となりました。

(運用収益又は運用損失) (単位:百万円、%)

	平成〇年〇月期	平成〇年〇月期	平成〇年〇月期	平成〇年〇月期
運用収益・損失額				
利回り				

(資産別残高及び資産構成割合) (単位:百万円、%)

	国内債券	新株予約 権付社債	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他 資産	資産合計
時価総額								
構成割合								

(備考)受託機関:

(参考)DBの業務概況の周知にかかる受託機関のひな形の例⑤

- 基本方針の概要
- その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

- ・ 運用の基本方針についてポイントとなる項目を簡潔に掲載している
- ・ 確定給付企業年金の事業に係る重要事項として給付設計の変更等を掲載している

例1

⑦ 運用の基本方針について

◆運用目的

規約に定めた年金たる給付及び一時金たる給付の支払いを将来にわたり確実にを行うため、必要とされる総合収益の下振れリスクなどに留意しつつ、長期的に確保することを目的としています。

◆運用目標◆

年金財政上の予定利率、各運用資産毎の市場における収益率（ベンチマーク）及び各運用資産毎のベンチマークを資産構成割合に応じて組み合わせた収益率（複合ベンチマーク）を長期的に上回ることを目標としています。

◆資産構成についての方針◆

基本となる投資対象資産の期待収益率、同収益率の標準偏差、同収益率間の相関係数及び

(単位：%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計
構成割合							

⑧ その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

【例】 今年度については、給付増額の変更を行いました。

※本資料に関するお問い合わせ先 ●●部 TEL xxx-xxx-xxxx

例2

6. 運用の基本方針

当社では、以下の運用の基本方針に基づいて運用を行っております。

(1)目的

当社は、加入者及び加入者であった者に規約に規定する年金給付及び一時金たる給付の支払いを将来にわたり確実にを行うため、安全かつ効率的な資産運用を旨とし、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用の目的とする。

(2)運用の目標

年金資産の運用に当たっては、将来にわたって健全な年金制度を維持するに足りるだけの収益率として年金財政上の予定利率を確保するよう努めるとともに、個別資産については運用資産ごとに市場における収益率（以下「ベンチマーク」という。）、また受託機関の資産全体については運用資産ごとのベンチマークを資産構成比に応じて組合せた収益率（以下「複合ベンチマーク」という。）を長期的に上回ることを運用目標とする。

(3)資産構成

基本となる投資対象資産の期待収益率、同収益率の標準偏差、同収益率の相関係数を考慮した上で、将来にわたる最適な資産の構成である政策的資産構成割合を定め、これに基づく資産構成割合を維持するよう努めるものとする。この政策的資産構成割合は、当社の状況等を勘案し、中長期的観点から策定する。また、必要に応じて政策的資産構成割合の見直しを行うものとする。

＜年金資産運用の長期的指針となる政策的資産構成割合＞

資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	その他資産	合計
政策的資産構成割合	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	〇.〇%	100.0%

※一部抜粋につき詳細は別添の「年金資産運用に関する基本方針」にてご確認ください。

DBの業務概況の周知の方法

- DB制度の業務概況を加入者に対して、常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法や書面で交付する方法等により周知することとされており、受給権者に対してもできる限り同様の措置を講ずることとされている。
- 多くの事業主等は、DB制度の業務概況を各実施事業所内のイントラネットに掲載する方法や、事業所内の掲示板に掲示する方法等により行っている。

【周知の方法】（確定給付企業年金法施行規則第87条第2項及び第3項）

- 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次のいずれかの方法によるものとする。
 - 一 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
 - 二 書面を加入者に交付する方法
 - 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法
 - 四 その他周知が確実に行われる方法
- 3 事業主等が加入者に周知事項を周知させる場合であって、前項各号のいずれかの方法を選択するときは、加入者以外の者であって事業主等が給付の支給に関する義務を負っているものにも周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない。

(参考) 研究事例: 退職給付制度に関する「情報開示シート」

・ 企業年金制度のみではなく、退職一時金制度や自社年金制度を含めた退職給付制度全体について、共通のフォーマットにより開示を行うべきとの研究もある

〇〇株式会社の退職給付制度について (平成22年4月現在)

1. 退職給付制度の概要

(1)当社の退職給付制度は『会社退職金制度』『確定給付企業年金制度(基金型)』『確定拠出年金制度』です。
 (2)退職給付制度については、各個人の仕事への成果に依るため、『確定給付企業年金(基金型)』ポイント制を導入(会社退職金の5割を移行)すると共に、各人の働き方に柔軟に対応できるよう、平成18年4月に会社退職金の2割を『確定拠出年金制度』に移行しました。

2. 各退職給付制度の詳細

①制度種類	②支給対象者 / 加入条件	③給付種類	④支給要件	⑤給付内容 (支給開始・支給期間)		⑥給付額算定方法	
						(モデル年金額)	(給付額算定式)
会社退職金制度 (移行割合30%)	正社員全員 (契約社員は除く)	退職一時金	勤続7年以上	退職時に一時金として支給(年金での支給はありません)		勤続37年での約700万円 ※勤続年数により個人差に なります。受取予想額につ きましては、個別に人事部へ ご照会ください。	
確定給付企業年金 (基金型) (移行割合40%)	正社員全員 (契約社員は除く)	老齢年金 遺族一時金 脱退一時金	【老齢年金】 勤続20年以上 【遺族一時金】 勤続10年以上 【脱退一時金】 勤続5年以上	60歳から年金として支給 (60歳～64歳)の5年ま たは10年の確定年金 から選択、一時金選択 可(50%または100%)		年金ポイント累計(勤続P)に ポイント率を乗じた金額 ※本人都合退職時は支給率 の減額あり	
企業型 確定拠出 年金制度 (移行割合30%)	正社員全員 (契約社員は除く) (但し、H18.4(現 在)50歳以上) (正社員は除く)	老齢給付金 障害給付金 死亡一時金 脱退一時金	勤続(カ月以上)	60歳から支給開始 年金または一時金で の受取が可能		【月額年金額】 60歳～64歳 → 約10万円 (一時金換算での50万円) (平定利率は3.0%で計算) ※個人別管理資産額により受 取り金額は変わります。	

(注)モデル年金額の記載は任意

【参考】

厚生年金 (老齢厚生年金)	厚生年金保険の 被保険者	老齢厚生年金 障害厚生年金 遺族厚生年金	老齢基礎年金 の受給要件を 満たし厚生年 金保険被保険者 期間があること	生年月日に応じて60 ～65歳から支給	※日本年金機構から各個人に送付されています 「ねんきん定期便」を参照ください (注)厚生年金基金からの支払いがある場合は、厚生年金保 険の一部(代行部分)は厚生年金基金から支払われます。50 歳以上の方は「ねんきん定期便」に記載されている金額が実 際に支給される老齢年金の見込額となります。50歳未満の 方は「日本年金機構」から支給されますが、この支給額は厚生年金基金によ る代行部分が含まれています。実際に支給される老齢年金 は、この支給額から厚生年金基金による代行部分を控除し た金額となります。
国民年金 (老齢基礎年金)	20～60歳で国内 に住所を有する 者	老齢基礎年金 障害基礎年金 遺族基礎年金	国民年金保険 料納付済期間 25年以上	生年月日に応じて60 ～65歳から支給	※日本年金機構から各個人に送付されています 「ねんきん定期便」を参照ください

3. 注記 (補足説明、詳細規程)

(1)モデル年金額について
 ①『会社退職金制度』については、本人の勤務状況により異なりますので、詳細については個別に人事部へご照会ください。
 ②『確定給付企業年金制度(基金型)』のモデル年金額は大学で勤続37年、最終課税所得で60歳退職時の標準的なモデルで表示しています。
 本人の勤務状況により異なりますので、詳細については個別に人事部へご照会ください。
 ③『確定拠出年金制度』の受取り予想額については、個人の運用結果により異なります。
 ④記載されている金額はお支払いの約束するものではありません。また、実際の支給金額は個人毎に異なります。
 (2)各退職給付制度の詳細規定について
 ①『会社退職金制度』『就業規則』をご参照ください。
 ②『確定給付企業年金制度(基金型)』『企業型確定拠出年金制度』は、それぞれの年金規約をご参照ください。

〇〇株式会社の退職給付制度について (平成22年4月現在)

1. 退職給付制度の概要

(1)当社の退職給付制度は、『会社退職金制度』『確定給付企業年金制度(規約型)』『厚生年金基金制度』『確定拠出年金制度(前払退職金との選択制)』を導入しています。
 (2)『厚生年金基金制度』『確定給付企業年金(規約型)』については、働き方や仕事への成果を反映するため、平成15年4月にポイント制を導入。また、企業年金財政の安定化と受給者への将来の金利メリットのため平成18年4月にキャッシュ・バランズ(CB)制度を導入しました。この指標利率は10年国債実効利率に5年平均プラス1%とし、上限利率は5.5%、下限利率は2.5%としています。
 (3)給付年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに対し、平成18年4月に会社退職金の企業型として60歳から65歳までのつなぎ年金として『確定拠出年金制度』を導入しました。この確定拠出年金制度は前払退職金制度との選択制とし、自分の生活設計に併せて選択が出来るようにしています。途中で前払退職金制度から確定拠出年金制度への変更も可能です。
 確定拠出年金制度は月額5千円、1万円、2万円のみターンから選択出来るようにしております。

2. 各退職給付制度の詳細

(注)モデル年金額の記載は任意

会社から支給

- 会社退職金制度 (約700万円)
- 確定給付企業年金制度(規約型) (会社退職金制度の2割を移行) (約300万円)
- 厚生年金基金制度 (会社退職金制度の2割を移行) (約2,300万円)

会社から支給

- 厚生年金 (老齢厚生年金) (厚生年金基金からの支払いがある場合は代行部分を除く、物価スライド及び再評価に係る支払い分のみとなります)
- 国民年金 (老齢基礎年金)

※会社退職金制度への
上乗せの制度です

企業型確定拠出年金制度
(前払退職金制度との選択) (モデル金額) 約5,700万円

移行割合 20%

移行割合 10%

移行割合 70%

※受取予想額につきま
しては、日本年金機構
から送付されています
「ねんきん定期便」を参
照ください。